

岐阜地域児童発達支援センター ポッポの家

医療型児童発達支援重要事項説明書

ポッポの家における医療型児童発達支援を提供するにあたり、社会福祉法第76条に基づいて当園があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

経営事業者の名称	岐阜地域児童発達支援センター組合
所在地	岐阜市長良1278番地1
法人種別	地方公共団体（一部事務組合）
代表者氏名	岐阜地域児童発達支援センター組合 管理者 岐阜市長 柴橋 正直
電話番号	058-294-5757

2 施設の目的と事業運営の方針

施設の種類	医療型児童発達支援センター
施設の目的	主に肢体不自由の障害児の心身の発達の促進とその障害の軽減ならびに保護者への援助を行い、児童の社会生活力の向上を図ることを目的とする。（児童福祉法第43条第1項第2号による施設）
施設の名称	岐阜地域児童発達支援センター ポッポの家
施設管理者（園長）氏名	岩田 和彦
電話番号	058-294-5757
FAX番号	058-294-6003
事業運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 肢体に障害を持つ乳幼児に対し、広域的な地域ニーズに応え、一人ひとりの心身の発達や障害の状態に応じたきめ細やかな発達支援を行います。 2 人間愛を根底にもち、心の通い合う人間関係を大切にして、子どもの内面を豊かにし、自立に向けての意欲や態度を育てます。 3 家族とともに発達支援を行うことにより、障害を持つ子の家族を支援し、障害を受容して子どもの能力を引き出し、社会参加できる力を育てます。 4 地域社会の一員として、地域の人々やボランティアと連携し、社会資源を積極的に活用して将来を見つめた発達支援を行います。
開設年月日	昭和52年4月1日
利用定員	通園 50人

3 事業の実施地域

岐阜市、関市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町

4 施設の概要

(1) 施設

建 物	構 造	鉄骨造 平屋階建
	延べ床面積	428 m ²
敷地面積		1,248 m ²

(2) 主な設備

設備の種類	室数	面 積
訓 練 室	1室	119.1 m ²
生活指導室（保育室）	2室	合計 74.1 m ² （第1 39.9 m ² ・第2 34.2 m ² ）
診 察 室	1室	24.3 m ²
言 語 療 法 室	1室	20.1 m ²

(3) 職員配置

職 種	職員数	区 分				常勤換算後の職員	備 考
		常 勤		非 常 勤			
		専従	兼任	専従	兼任		
施設管理者(園長)	1		1			1	保育所等訪問支援等と兼務
医 師	2	1		1		0.87	常勤 小児科 非常勤 整形外科 他に、眼科・耳鼻咽喉科各1名
児童発達支援管理責任者	1	1				1	
指 導 職 員	理学療法士	3	1	2		3	保育所等訪問支援兼務2名
	作業療法士	1		1		1	保育所等訪問支援兼務
	言語聴覚士	1		1		1	保育所等訪問支援兼務
	児童指導員	1	1			1	
	保 育 士	1	1			1	
	看 護 師	1			1		0.93
事 務 員	1				1	0.74	保育所等訪問支援等と兼務
調 理 員	1			1		0.74	

※ 職員の勤務時間帯(標準) 8:30~17:15

5 ポッポの家の開園日及び開園時間

開 園 日	月曜日～金曜日(ただし、祝日及び12月29日～1月3日を除く)
開 園 時 間	8:30～17:15(通園バス運行時間を含む)

6 事業の概要

(1) 通常の発達支援サービス

事業の目的	肢体不自由児の早期発達支援
リハビリテーション	個々の利用児の発達を促すため、個別にリハビリテーションを行い、自立を促していきます。保護者に利用児の現状・課題を説明し、理解を得ながら家庭での支援を指導します。 ・理学療法 移動や姿勢保持、基本的日常生活動作の向上。装具等の作製。 ・作業療法 手の機能の向上。日常生活動作の向上。自助具や補装具の作製。感覚の調整力の向上により、学習の基礎的な力を高めます。 ・言語療法 ことばの遅れ、構音障害、口腔機能等様々な課題に対し、定期的な発達検査を行い、発達段階を把握し、ことばの発達等を促します。
保 育	生活リズムの確立、基本的生活習慣の獲得、人関係などの社会性の向上を目的に支援を行います。 身辺自立に向け、適切な支援を行います。 年齢・発達状況に合わせグループを編成し、集団保育を行います。 個々の利用児の発達状況に合わせた支援を行うため、個別保育を行います。 親子遊びの方法など保護者に対する子育て支援を行います。
食事指導(摂食支援)	摂食・嚥下の困難さに対し、支援を行い自立や改善を目指します。 口腔機能を向上、摂食パターンの改善。姿勢や上肢機能を改善し、自立を図ります。正しい食事習慣の獲得を目指します。
保 健	健康状態の把握に努め、日常の健康管理について支援を行います。 育児上の心配事等に対する支援を行います。疾病予防に努めます。
水泳療育	医師の許可の出た利用児を対象に、6月から11月の間、温水プールを利用し、運動機能の改善と健康増進を目的に行います。
相 談	利用者及びその家族からのいかなる相談にも誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。利用者の申し出や必要に応じ、担当職員による発達相談を行います。

(2) 診療サービス

種 類	内 容
診 察	<p>医師の診察により、次の事項を行います。</p> <p>小児科・整形外科・リハビリテーション科 診察 リハビリテーション処方と計画 装具療法 発達検査処方 手当等診断 育児・療育相談 健康診断 補装具意見書 身体障害者手帳診断書 耳鼻咽喉科・眼科 検診</p> <p><担当医師></p> <p>折居忠夫 診察科：小児科・リハビリテーション科 診察日：月～金曜日</p> <p>木田公洋 診察科：整形外科・リハビリテーション科 診察日：月2回 火曜日午後</p> <p>小泉 光 診察科：耳鼻咽喉科 診察日：年1回 宇野 真 診察科：眼科 診察日：年1回</p>
看 護	看護師が担当いたします。
協力医療機関	診療所としての病診連携等にて対応しています。
リハビリテーション・装具療法・発達検査等の診療は、医師の指示のもとに実施いたします。	

(3) その他

行事・療育教室・進路指導・個別懇談を実施しています。

支援サービスの計画は、医師の指示・指導のもと、利用児の発達状況・健康状態に保護者の希望等を勘案し、適切な週間の支援サービス・プログラムを作成し、提供いたします。

保育所等他に利用施設や支援がある場合、支援サービスを選択して受けることができます。

7 利用料 (1月当たり)

(1) 利用料金の算定

区 分	利 用 料
使 用 料	<p>1 指定通所支援 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣の基準により算定する費用の額*から同法第21条の5の7第11項の規定により市町村から支払いのある額（ポッポの家が代理受領します。）を差し引いた額とします。</p> <p>2 肢体不自由児通所医療 健康保険法第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定めた診療報酬の算定方法により算定する費用の額から児童福祉法第21条の5の28第3項の規定により市町村から支払いのある額（ポッポの家が代理受領します。）を差し引いた額とします。</p>
食費の保護者負担金 (日額)	<p>食事提供加算Ⅰの家庭 280円 (1食当たり)</p> <p>食事提供加算Ⅱの家庭 260円 (1食当たり)</p> <p>上記に該当しない家庭 300円 (1食当たり)</p>

※ 当該費用の額が現に指定通所支援に要した費用の額を超えるときは、当該指定通所支援に要した費用

(2) 利用料金の支払い方法

支払い単位	月々の利用日数及び食事の喫食日数に応じ月単位で請求します。
請 求	翌月10日までに、保護者に納入通知書を送付いたします。
支払い期日	納入通知書により翌月27日までにお支払いください。

※ 健康保険の対象となる治療用装具を作成した場合は、償還払いとなり、装具作製業者に対し、一時的に立替払いを行っていただきます。(利用児が福祉医療受給者でない場合は、装具代金の1割が自己負担となります)

8 損害賠償

当事業所は、支援の提供により損害を賠償する義務が発生した場合は、当園の加入する損害賠償保険にて対応します。

9 苦情等申立先

ポッポの家 ご利用相談窓口	相談窓口	苦情受付担当者 住井 拓郎
	相談時間	8:30～17:15(土、日、祝日、年末年始を除く)
	受付方法	電話、来所、書面 苦情受付箱を設置していますのでご利用ください。 必要に応じて第三者委員の助言・立会いを求めることができます。
岐阜市障がい福祉課もしくは、お住まいの市町の障害担当課	所在地 電話番号	岐阜市今沢町 18 番地 058-265-4141 開庁時間 午前8時45分～午後5時30分 (土日、祝祭日、年末年始を除く)
岐阜県運営適正化委員会	所在地 電話番号	岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館6階 058-278-5136 相談時間 午前9時00分～午後5時00分 (土日、祝日、年末年始を除く)

10 虐待防止

虐待防止に関する責任者	園長 岩田 和彦
虐待防止への対応	利用児や利用者支援をきめ細かく行うことにより、障がい児に対する虐待の未然防止と発生時の迅速な対応を行います。

11 緊急時の対策

非常時の対応	別途定める「ポッポの家消防計画」等により、対応します。
平常時の対応	別途定める「ポッポの家消防計画」等により年12回避難訓練を、利用児及び保護者の方も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知機 あり ・誘導灯 あり ・非常通報装置 あり ・ガス漏れ報知器 あり カーテン等は、防災性能のあるものを使用しています。
消防計画等	消防署届出日：平成28年5月18日 防火管理者：松尾 剛志

12 ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の使用	居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
協力	利用にあたって、利用者は利用児の発達支援に指導職員とともに意欲的に取り組まれるようお願いいたします。 貴重品は、極力持ち込まないようにし、各々の責任で管理してください。 伝染性の疾病になった場合は、体力の弱い乳幼児の利用する施設ですので、医師の許可が出てから利用を開始してください。
連絡	事業の利用予定日に、欠席する場合は、ポッポの家に連絡を入れてください。また、事業の実施中の緊急事態を想定し、利用者は、ポッポの家からの連絡がつくようにご注意下さい。

説明者 住井 拓郎

私は、本書面に基づいて上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

児 童 氏 名 _____

保 護 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

事 業 所 _____ 岐阜地域児童発達支援センターポッポの家

事 業 者 _____ 所在地 岐阜市長良1278番地1

名 称 _____ 岐阜地域児童発達支援センター組合

代表者 _____ 管理者 岐阜市長 柴橋 正直 印